

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（826））
2. 日時：平成30年3月30日 16時30分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）（他8名）

1. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から提出されている審査資料「東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価」及び『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』の記載について、基準への適合性の明確化に係る説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 先行審査の審査資料との比較は、設備名称や書きぶり等の細かな相違についても明確にし、異なる理由を備考欄に記載すること。
- 大規模損壊の審査資料について、先行審査の審査資料と記載が異なる点について、早期に確認し提示すること。
- 審査資料の事実関係の確認に対し、その回答に時間がかかりすぎているため、早期に回答する対応とすること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 有効性評価資料の修正スケジュール